

公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。
耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設 (新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)

- 木材利用促進の日 (10月8日)、木材利用促進月間 (10月) を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰 (新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置 (新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部長員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日 (附則第1条)

基本方針の概要

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材の利用の促進の意義

- 国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与
- 木材は「カーボンニュートラル」であり、調湿性等に優れるほか、心理面・身体面・学習面等での効果も期待される資材
- 非住宅建築物や中高層建築物の木造化等を促進することにより、脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に貢献

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

- 各主体の取組
国、地方公共団体、事業者、国民による、基本理念を踏まえた取組
- 関係者相互の連携・協力
- 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立
林業・木材産業の事業者による木材の安定供給、適切な伐採・再造林等
- 国民の理解の醸成

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- CLTや木質耐火部材等の普及
- 木造建築物の設計・施工に関する先進的技術の普及
- 中大規模木造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材育成のための研修等
- 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報の提供
- 優良事例等の取りまとめ、木材利用の効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発・普及

2 住宅における木材の利用の促進

- 住宅の設計に関する情報の提供、担い手の育成等

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- 事業者等に対する協定制度の積極的な周知
- 締結の判断基準（法の目的・基本理念・基本方針等との整合）
- 協定に基づく取組を支援することにより木材利用を促進

4 公共建築物における木材の利用の促進

- 公共建築物において率先して木材の利用を図ることにより、公共建築物以外の建築物等への波及効果も期待
- 国・地方公共団体等の公共建築物の整備主体は、コスト・技術面で困難な場合を除き、積極的に木造化を促進
- 木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）の採用も検討しつつ木造化を促進
- 木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進
- CLTや木質耐火部材等を含む木材の利用に努める

5 規制の在り方の検討等

- 安全性を確認した上で、中大規模建築物等における木材利用の推進のための建築基準の更なる合理化等

6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

- 公共建築物における木材利用、ホームページやパンフレット等による積極的な国民への普及啓発
- 木材利用促進の日（10月8日）・木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発、国民運動化、顕著な功績のある者の表彰

基本方針の概要

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

- コスト・技術面で困難な場合を除き、**原則木造化**
- 国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、**内装等の木質化を推進**
- 製材等のほか、**C L T**や**木質耐火部材等の活用**、**部材単位の木造化等の技術活用**を検討
- 木材を原材料とする**備品や消耗品**、**木質バイオマス**を燃料とする**暖房器具等の導入**の推進

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

- 各省各庁の長は、各省計画に、公共建築物における木材の利用の方針（木造化及び内装等の木質化等）、木材の利用の目標（木造化を図る公共建築物の範囲や重点的に内装等の木質化を推進する公共建築物の部分等）、推進体制等を記載

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

- 林業従事者、木材製造業者等は、木材の利用が促進されるように**木材の適切かつ安定的な供給**に努める

2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項

- 木材製造の高度化に関する計画の内容（目標及び内容、木材製造の高度化の実施期間、必要な資金の額及びその調達方法）

3 建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

- 国・地方公共団体は、**C L T等の建築用木材**について、**製造に係る技術**、**製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**を促進

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項

- 地方公共団体は、都道府県方針等において、木材利用の促進のための施策を具体的に記載
- 都道府県又は市町村以外の者が整備する建築物について、その整備主体に対し、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- 建築物の**ライフサイクルコストへの影響と木材利用の意義や効果を総合的に判断**
- 設計上の工夫により、**ライフサイクルコストを適正化**
- 木質バイオマス燃料とする暖房機器等の導入にあたり**維持管理コスト**等も考慮

3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 地方公共団体は、関係部局横断的な**木材利用促進連絡会議**を設置するよう努める

(参考) 法律改正のポイント (営繕関係抜粋)

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年法律第36号、施行日：令和3年10月1日(令和3年法律第77号による改正))

	改正後	改正前
目的	<u>脱炭素社会の実現に資すること</u> (追加)	(脱炭素社会の実現に係る規定なし)
国の責務	自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない	
基本方針の対象	<u>建築物一般</u>	<u>公共建築物</u>
公表	毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表	
政府における推進体制	<u>木材利用促進本部</u> (本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣)	<u>農林水産大臣、国土交通大臣</u>
役割	基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進 等	
月間等	<u>木材利用促進の日 (10月8日)</u> <u>木材利用促進月間 (10月)</u>	(規定なし)

(参考) 新たな基本方針のポイント (営繕関係抜粋)

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針 (令和3年10月1日木材利用促進本部決定)

	新たに策定された基本方針	従前の基本方針
木材利用(木造化※、木質化等)を促進すべき公共建築物 [木材利用促進法に基づく定義]	① 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物 国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍 等 ② 国又は地方公共団体以外の者が整備する①に準ずる建築物	
積極的に木造化を促進すべき公共建築物の範囲	中高層建築物を含む全ての建築物 ※計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものは除く ※災害応急対策活動に必要な施設等木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものは除く <u>(施設を構成する個々の建築物について判断)</u>	低層の建築物 ※建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められているものは除く ※災害応急対策活動に必要な施設等木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものは除く
	国以外が整備	○積極的に木造化を促進 ○木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進
	国が整備	○原則木造化 ○高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を推進

※「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

評価取得結果資料 概要資料

第30回 特別工法評定委員会
受付資料(抜粋版)

【評定】

(仮称) 「耐力壁と屋根の一部にCLTを用いた工法」等を用いるA庁舎

2022年 2月24日

申請者(申込者) : 国土交通省大臣官房官庁営繕部

申請概要

1. 1. 評定申込者

官署名 : 国土交通省大臣官房官庁営繕部
代表者 : 営繕部長 下野浩史
所在地 : 東京都千代田区霞が関2-1-2

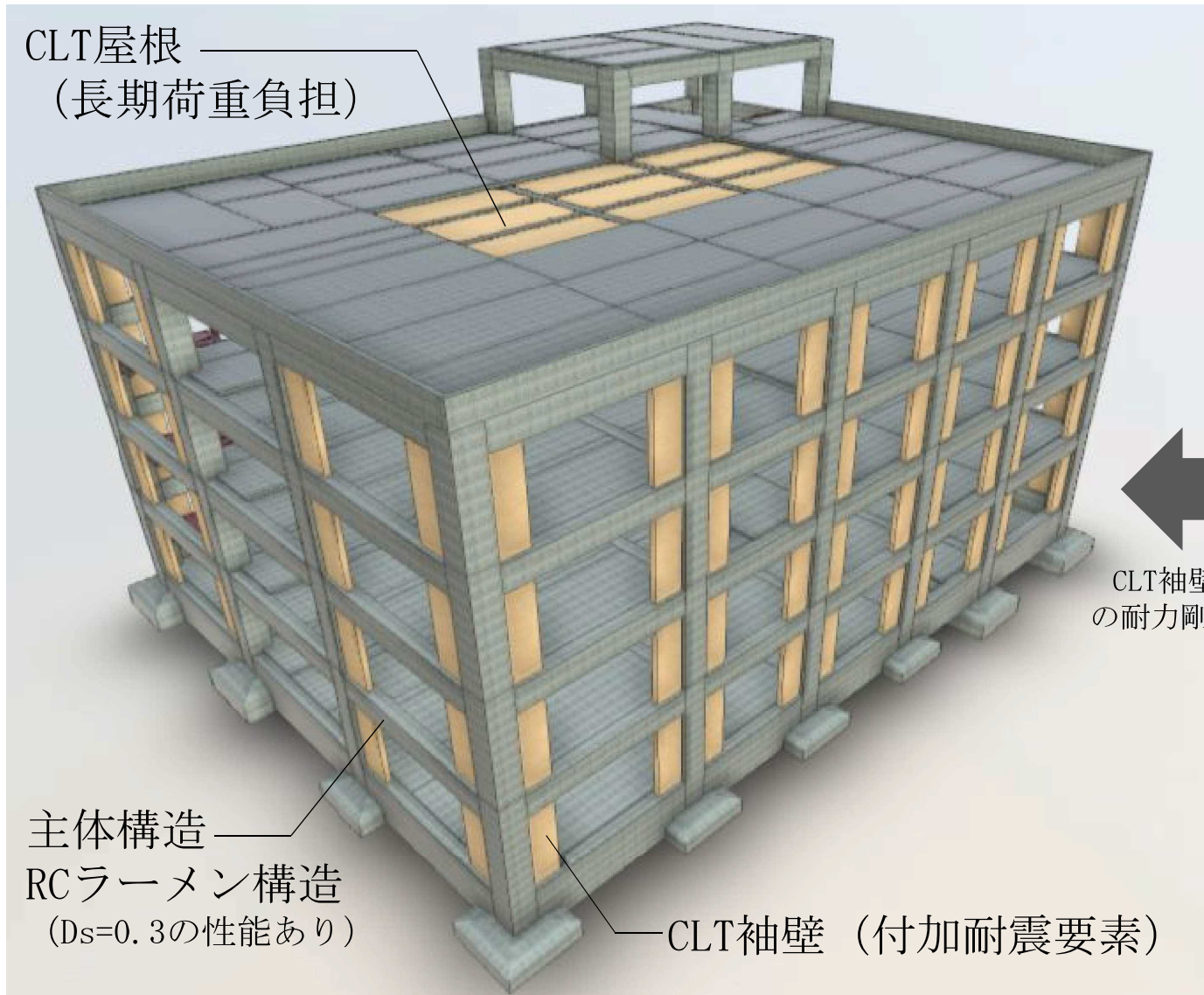
1. 2. 件名

「耐力壁と屋根の一部にCLTを用いた工法」等を用いるA庁舎

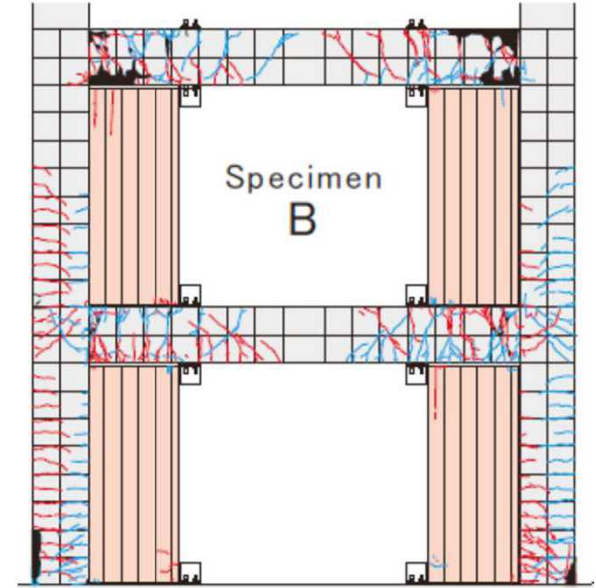
1. 3. 評定申込事項

合理的に可能な限り多くの木材利用を図り、かつ、中低層建築物に活用しやすい木造化・木質化の整備手法を検討することを目的に、5階建て鉄筋コンクリート造の庁舎モデルプランを対象に、耐力壁及びスラブの一部に直交集成板（以下、CLT）を用いた混合構造建築物に係る構造計算を実施するものであり、当該モデルプランの保有水平耐力計算による構造設計方法に関する評定である。なお、建設地は決まっておらず、架空の敷地を想定した構造計算となり、プラン限定の一般評定となる。

構造概要



CLT袖壁付加
の耐力剛性評価



「耐力壁と屋根の一部にCLTを用いたモデル庁舎」
構造架構パース

既往の架構実験概要

構造計算：RCルート3

令和 3 年度 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」

1. 概要

- 平成 27 年度から、公共建築の施設整備等を担当する職員を対象とした「木材利用推進研修」を国土交通大学校において開講している。
- 令和 3 年度の当該研修については、39 名の参加応募があった。(令和 2 年度 26 名)
- 令和 2 年度よりオンライン研修としている。

2. 内容

(1) 期間

令和 3 年 9 月 28 日 (火) ~ 10 月 1 日 (金) 4 日間

(2) 令和 2 年度からの変更内容

- 「大規模建築物の木造化・木質化を巡る最近の動向」講義を追加。

(3) 時間割

裏面参照

(4) 参加者

機関名	国土交通省	他省庁	地方公共団体	独立行政法人等	計
R3	16	6	13	4	39
(R2)	15	4	5	2	26

(5) 令和 4 年度の研修時期について

- ・ 研修時期を令和 4 年 11 月末に後ろ倒し予定。

時間割(令和3年度 専門課程 木材利用推進研修【オンライン】)

使用教室第304教室

(敬称略)

月 日	曜 日	8:30		12:00	昼食	12:50		17:15
		8:50				13:15		
9	火	入室準備	9:50~10:40 ①接続確認、出欠確認 ②入校式 ③ガイダンス	10:50~11:50 【公共建築物における木材活用の推進について】 国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課 木材利用推進室 課長補佐 桑原 諒子	受講準備	13:15~15:10 【木材及び木質系材料の特性】 東京大学大学院 農学生命科学研究科 生物材料学専攻 木質材料学研究室 准教授 青木 謙治	15:25~16:25 【自己紹介、業務紹介】 (班別討議)	
9	水	入室準備	8:50~10:15 【計画・設計段階からの木材調達方法】 特定非営利活動法人 木の家だいきの会 代表理事 鈴木 進	10:30~11:55 【木造建築物の施工管理】 藤寿産業(株) 執行役員 技術部長 塩崎 征男	受講準備	13:10~15:10 【建築基準法と防火設計】 桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究員 安井 昇	15:25~17:15 【木造設計事例】 建築家 (株)手塚建築研究所 代表取締役 東京都市大学 教授 手塚 貴晴	
9	木	入室準備			受講準備	13:15~15:10 【大規模建築の木造化・木質化を巡る最近の動向】 (株)竹中工務店 木造・木質建築推進本部 部長 小林 道和	15:25~16:45 【木造公共建築物の発注】 埼玉県杉戸町 建築課 主幹 渡辺 景己	
10	金	入室準備	8:50~10:15 【木造建築物に関する最近の動向】 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光	~10:45 自習 アンケート・ 修了レポート作成	受講準備	13:15~14:40 【木造建築物の企画・計画等】(全体討議) 東京都市大学 名誉教授 大橋 好光 国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課 木材利用推進室長 西尾 達司 係長 中村 文香	14:55~16:50 【木造建築物の耐久性向上のポイント】 関東学院大学 建築・環境学部 教授 中島 正夫	17:00~ 修了式 修了レポート・アンケート 等を提出

令和3年6月29日

大臣官房官庁営繕部整備課

木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項集を作成

～木造建築物の施工の計画、品質管理等のポイントをまとめました～

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、木造公共建築物の整備促進と品質確保に資することを目的に、令和元年度・2年度において、木造建築物の施工管理・工事監理等に関する調査を実施し、留意事項集として取りまとめを行いました。

- 発注者が、木資材調達にかかる制約条件への配慮が足りず、十分な工期を確保されないまま工事を発注すること、また、主に建築一式工事を実施している受注者が、木造特有のノウハウ等を持たず、材料検査の方法・ロット・タイミング、施工精度の確認体制等必要な検討がなされないまま施工計画を作成してしまうようなことから、木造建築工事品質の低下、建設コストへの影響等が発生することが懸念されます。
- さらに、中大規模木造・混構造の増加等に伴い、近年の木造の施工技術は多様化・複雑化していますが、このような施工に関する情報は、専門工事業者のみに限られたものとして扱われる傾向があり、わかりやすく体系化された公表資料が少ないことは、品質確保を図る上での課題の一つとなっています。
- そこで、木造公共建築物の整備促進と品質確保等に資することを目的に、施工管理・工事監理等に関する調査を令和元年から2か年かけて実施し、得られた成果を留意事項集として取りまとめ、ホームページに掲載しました。
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gutai_torikumi2.html#moku_koujikanri
- これらの調査・検討は、「官庁施設における木造建築物の施工管理・工事監理の調査に関する検討会」（座長：東洋大学理工学部建築学科 浦江真人 教授）を設置し、有識者によりご意見を伺いながら実施しました。
- 留意事項集の取りまとめの概要については、別紙を参照ください。

<お問い合わせ先> 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室

課長補佐 桑原（内線 23663） 木造調査係長 藤平（内線 23475）

（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8949（FAX）03-5253-1544

事例調査を踏まえた 木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項集

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、木質系資材生産、施工等関係者の協力を得て、アンケート、事例調査等を行い、木造官庁施設の施工管理・工事監理に関する留意事項集のとりまとめを行った。

木造の公共建築物の施工に関する課題

- ・木資材調達にかかる制約条件への配慮が足りないことから、十分な工期が確保されないまま工事が発注されてしまう。
- ・木造特有のノウハウ等を知らないため、材料検査の方法・ロット・タイミング、施工精度の確認体制等必要な検討がされないまま施工計画を作成してしまう。

品質の低下、準備・施工期間の不足、建設コストへの影響等が発生

さらに、近年の木造の施工技術は多様化・複雑化しているが、このような施工技術に関する情報は、専門工事業者のみに限られたものとして扱われる傾向があり、木造建築物の経験が少ない技術者に対してわかりやすく体系化された公表技術資料が少ない。

留意事項作成までの過程

R1年度

木質系資材生産・施工等関係団体、最近の新築工事関係者等に対するヒアリング・事例調査

検討体制

「官庁施設における木造建築物の施工管理・工事監理の調査に関する検討会」を設置し、有識者の皆様よりご意見をいただいた。

【検討会委員】 座長 浦江 真人 東洋大学理工学部建築学科 教授
 委員 塩崎 征男 藤寿産業株式会社 執行役員 技術担当
 萩原 一郎 東京理科大学総合研究院 教授

R2年度

R1年度に抽出した課題等を深掘りするための追加調査、留意事項としての取りまとめ

留意事項集

章構成	各章の記載事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施工程表の作成 2. 施工図・加工図のチェック、承諾 3. 木材の合法性確認 4. 木材の調達、品質等 5. 工事現場における含水率の測定 6. 防霉・防蟻処理状況の確認及び見え隠れ部分等の処理 7. 地盤に接する鉄筋コンクリート周りのシロアリ対策 8. 接合金物・接合具 9. 複雑な接合部分の仮組立 10. 施工中の養生（運搬～集積・建方・建方後） 11. アンカーボルトの設置等 12. 基礎天端のレベル管理 13. 面材耐力壁等の施工 14. 断熱材及び防湿層の施工 15. 防耐火仕様の施工 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 留意すべき事項 ■ あらかじめ受発注者間で定めておくべき事項(施工計画書への記載内容) ■ 『公共建築木造工事標準仕様書』の記載事項 ■ 事例調査等で得られた他情報 ■ 関連規格・告示等 ■ 知っておきたい豆知識 <p style="text-align: center;">※各章に全ての項目が記載されているわけではありません。</p>
	<h4>巻末</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 施工計画書の記載項目の参考例 ■ 文献等出典リスト

公共建築工事の発注者等へ向けて

本留意事項集の内容は、発注者側の監督職員、工事監理者のみならず工事施工者にも役立つものと認識。また、施工品質を確保するためには、企画・設計段階において検討しておくべきものがあり、そのようなポイントも解説している。本留意事項集が木造の公共建築物の整備促進と品質確保のため、幅広い関係者に活用いただくことを期待。

◆背景の認識

- ・ 技術的知見の蓄積や国による財政的支援等を受けて中高層大規模建築物を含めた多様な木造化事例(各社の特許等工法により建築)が見られるようになった。
- ・ 木材利用促進法基本方針※1に基づき、国が整備する公共建築物については、中高層建築物を含めて原則木造化※2することとなった。

※1 令和3年10月木材利用促進本部決定

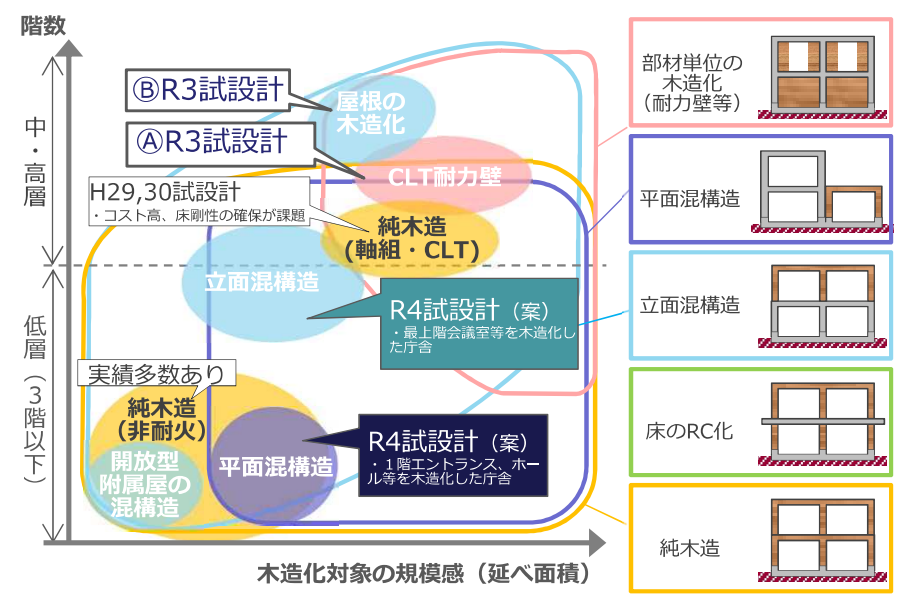
※2 災害応急対策活動に必要な施設、収容施設等機能の面から木造化になじまないものを除く。

※3 木造化とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、「構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む)も積極的に検討。

◆多様な木造化等に関する基本的方向性(案)

- ・ 中高層大規模の官庁施設の木造化(部材単位の木造化等)について、現時点で合理的なコストにより活用できる計画・設計手法、新たな木質化の整備手法の検討等を行う。
- ・ 公共発注においても活用しやすい木造化の手法の検討を行う。(特許や認定により、設計者や施工者等が限定されない開かれた整備手法)

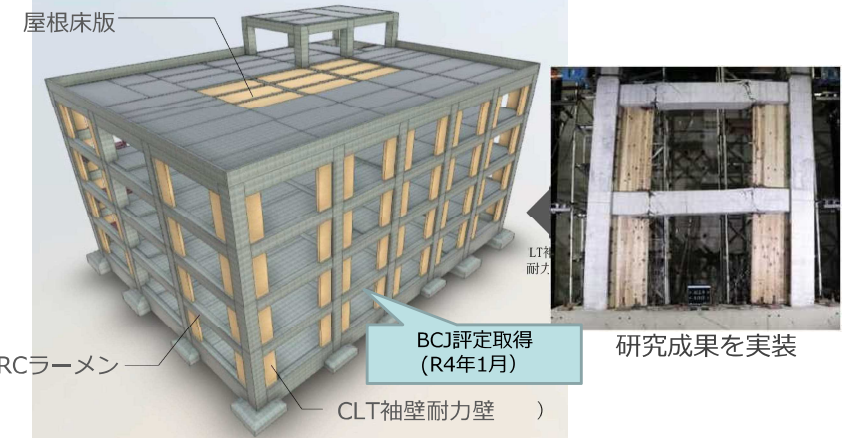
○木造化の種類、これまでと令和4年度の取組



◆R3年度に実施した主な事項

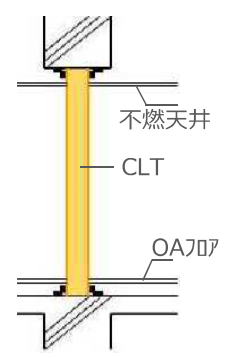
○部材単位の木造化(試設計※) ※構造設計手法やコストの把握等

中層RC造の庁舎の耐力壁にCLT袖壁(国総研型)を用いた木造化について、開かれた設計手法を整理。(木質部材がRC造部分の耐力を補う構造計画。国総研との連携)



○CLT間仕切壁(木蓄壁)

新たな木質化として、建築物に多くの木質材料を蓄えること、施工の合理化等を目的とし、間仕切壁について、下地・仕上を兼用としたCLT間仕切壁(木蓄壁)の詳細を検討。

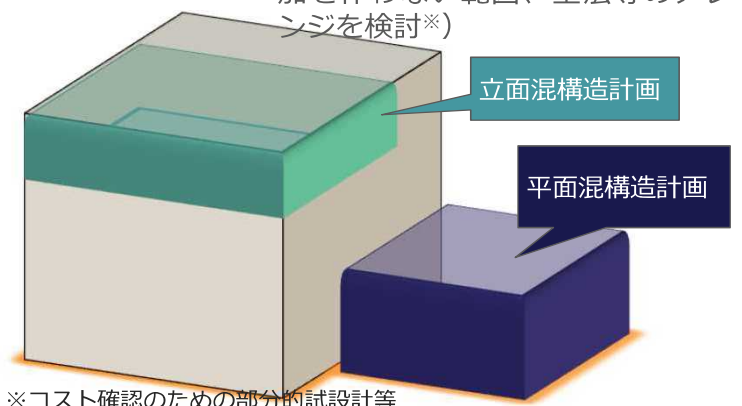


CLT間仕切壁(木蓄壁)のイメージ ※「難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件」(H12建告1439号)の活用

◆R4年度の取り組み(案)

○合理的な混構造計画のための手法整理

物件毎の制約条件等に応じた中層RC造の庁舎における合理的なコストでの木造化部分の計画手法を整理。(木造化対象の拡大への当面の対応ツールを提示。大幅なコストの増加を伴わない範囲、工法等のアレンジを検討※)



木造計画・設計基準の改定の方角性について(案)

現行

	混構造 に関する規定	純木造 に関する規定	木質化 に関する規定
計画に関する規定	特殊な用途の室がある場合に混構造を検討する旨のみを記載 共通	低層・小規模	共通
設計に関する規定	材料調達上の配慮事項等を記載 低層・小規模 構造設計の項における「混構造の留意事項」のみを記載	低層・小規模 木質化を行う箇所の配慮事項を記載	共通 純木造の内容は、網羅的に記載

R4年度以降^{注3}

	混構造 に関する規定	純木造 に関する規定	木質化 に関する規定
計画に関する規定	共通 規模・目的等に応じた庁舎計画（部材単位を含む混構造の分類等）の例示	大規模 低層・小規模	共通 共通
設計に関する規定	共通 部材単位の木造化（CLT耐力壁等） 平面混構造（低層部） 立面混構造（最上階） 開放型附属屋	大規模 低層・小規模 新たな制度・技術動向 維持管理の合理化	共通 共通 非木造部分における間仕切壁（木蓄壁）

構造・防耐火上の配慮を含め、提示可能な選択肢を記載^{注2}

参考となる取組を例示

凡例： すでに規定している事項^{注1} R4年度改定時の主な策定事項 将来的な検討事項

注1: 1) 新たな技術や知見を踏まえた記載内容の見直し

2) 他の官庁営繕の技術基準で定められている規定は指差し等に対応

注2: 施工者が限定されない、実験を要しない等公共発注に適した工構法で、木造化部分を合理的に設定できるもの

注3: 関係法令の改正等が明らかになった場合、検討期間を延長する可能性がある。